

工事の最低制限価格について

工事における最低制限価格の計算式について、令和6年4月1日以降に公告または通知を行う案件から、一般管理費に乘じる率を変更するとともに、設定範囲の上限を95%に変更します。また、単価契約の最低制限価格につきましては、設計金額の95%を最低制限価格とします。

改正後（令和6年度から）	旧（令和5年度まで）
次の合計額（設定範囲：75%～ <u>95%</u> ） ・直接工事費×1 ・共通仮設費×0.9 ・現場管理費×0.9 ・一般管理費× <u>0.68</u>	次の合計額（設定範囲：75%～92%） ・直接工事費×1 ・共通仮設費×0.9 ・現場管理費×0.9 ・一般管理費×0.55